

横浜正金銀行設立の意義

原 司 郎

一 横浜正金銀行設立の背景

——洋銀騰貴防止政策の展開——

(イ) 洋銀の騰貴の態様 明治十年以後、紙幣の過剰によってはげしいインフレーションを生起したことは周知のとおりであるが、この結果、紙幣価値の下落をもたらし、さらに輸入増加、正貨流出という事態を招いた。そこで必然的に銀貨にたいする需要は増大し、ここに銀価の異常な騰貴をきたした。いまその態様を年別に示すと第一表のとおりである。¹⁾この表によっても明らかのごとく、ロンドン銀塊相場は年々低落をつづけており、世界全体における金銀比価もむしろ下落を示していたのであるが、わが国の銀貨相場はむしろ明治一〇年より漸騰をみせ、明治一四年にピークに到達している。このようにわが国の銀貨相場のみがひとり騰勢をつづけたのはあくまでも紙幣の過剰発行にあり、これが国内的な意味で不可欠の政策であったとすれば、国内均衡重視の政策の必然的な産物であった。すなわち、資本蓄積方式としてどうしても通貨の造出をなさねばならなかったいわゆる

第1表 明治初年銀貨相場

	紙幣百円に対する相場		ロンドン相場
	紙幣	銀貨	ロンドン相場
明治8年	102.900	56.8750	ペンス
9	98.900	52.7500	
10	103.300	54.8125	
11	109.900	52.5625	
12	121.200	51.2500	
13	147.700	52.2700	
14	169.600	51.9375	
15	157.100	51.8128	
16	126.400	50.6250	

主要なもの、準備金における銀貨売出、洋銀取引所の設置・殖産興業のための準備金の使用および銀貨供給のための金融機関の設立の四つであった。

まず準備金における銀貨の売出についてのべよう。「準備金始末」にはつぎのような記述がある。²⁾

「明治十二年三年ノ交ニ当リ、準備金中ノ銀貨ヲ市場ニ發售シタルモノハ、當時市場ニ於テ銀貨ハ紙幣ニ對シ其価位漸ク騰貴シ、同十二年三四月ノ比ニ於テハ銀貨壹円ニ付紙幣壹円貳拾五六銭ニ及ヒ、尚漸次紙幣ノ価位ヲ低落セントスルノ勢アリ、為メニ金融ノ壅塞ヲ招キ内地商工業上及外國貿易上ニモ大ニ其影響ヲ来シ之レヲ黙過スル能ハサリシヲ以テ、即チ当初準備金創設ノ主意及其規則ニ基キ國庫中ノ銀貨ヲ市場ニ發售シ以テ正貨幣ノ供給需用ヲ平準ナラシメ、併セテ紙幣ノ價格ヲ回護セントノ議ヲ決シ、同年五月以降之ヲ施行シタルモノナリ。而シテ其初メニ在テハ売出シノ都度銀貨ノ低落ヲ来セシカ、売出ノ稍緩ムニ随ヒ再ヒ騰貴ノ勢ヲ現ハシ、翌十三年三月ニハ更ニ進ンテ壹円四拾三錢五厘トナレリ。此際亦銀貨ヲ發售シ其

「原蓄期」においては国内均衡を重視する上からも、インフレ或は銀貨騰貴を招いたのはけだし当然であった。しかしこれは必然的に国際均衡と矛盾するところとなり、それが輸入の増進・正貨の流出という事態を生じたといえる。そこで正常な資本主義的蓄積方式を確立する意味からいっても、銀貨の騰貴をおさえ、物価を安定せしめねばならなかった。ここに銀貨騰貴防止政策が展開されることとなった。

(口) 洋銀騰貴防止政策の内容 洋銀騰貴防止政策はまず大藏卿大隈重信によって実行に移された。大隈はインフレの原因を紙幣の過剰發行に求めるよりはむしろ銀貨の供給不足にあると考えたため、政策もそのような考え方に即して立案された。当時とられた洋銀騰貴防止政策の

効果ヲ見ルヲ得タリシト雖トモ、其年秋冬ノ季節ニ際シ貿易品輸入ノ増加スルニ随ヒ重ネテ銀貨騰貴ノ徵候ヲ現ハシ、到底之ヲ抑止スル能ハサルヲ察セシヲ以テ、同年九月限り此發售ヲ止ムルニ至レリ。」

このように準備金中よりまず明治一二年には第二国立銀行および三井銀行の二行に銀貨二四〇万円を托して市場に売出させた。その結果、銀価は急速に下落し、明治一二年三、四月には銀貨一円につき紙幣一円二五・二六銭にまで下り、さらに六月には一円一〇銭二厘にまで下落した。しかしその後銀貨の売出をゆるめるとふたたび騰勢を示したので、一三年三月にはさらに第一、第二各国立銀行および三井銀行を通じて六〇〇余万円の銀貨を、また横濱正金銀行を通じて一八五、〇〇〇円を売出さしめた。このため、三月には一円五四銭九厘であった銀貨相場も、五月には一円三七銭三厘、六月には一円三六銭七厘へと下落した。かくて銀貨売出の銀貨相場への効果の大きいことは判明したが、少しの間でもこれを中止するとふたたび銀貨騰貴をきたすにいたった。すなわち、七月には一円三七銭であったものが、八月には一円三八銭、九月には一円四八銭九厘へと騰貴した。そこで政府は銀貨相場を低い水準にとどめるだけの銀貨売出の続行は不可能であると考え、一三年九月をもって銀貨売出を中止するにいたった。

つぎにとられた洋銀騰貴防止政策は洋銀取引所の設置および取引所における銀貨の上場である。横濱洋銀取引所の設立時に大隈重信が太政官へ宛てた上申書には、明治一一年以降の洋銀騰貴の原因が主として洋銀の投機取引に求められており、そしてそのゆえに洋銀取引所の設立が不可避であるとのべられている³⁾。かくして洋銀取引所設立時の意図が洋銀騰貴防止にあることが明らかとなる。つぎに各取引所における金銀貨の上場をあげることができる。すなわち、東京株式取引所・大阪株式取引所・横濱洋銀取引所の三取引所においてそれぞれ金銀貨の上場がおこなわれた。これは正貨の取引を通じてその需給を調節し、もって銀貨相場の安定を図ろうとしたもの

であった。この他銀貨騰貴防止政策の一環として準備金の殖産興業政策への使用も考えられたが、防止政策の最大のもは貿易金融機関設立計画であった。そこでつぎにこの点についてのべてみたい。

(八) 同政策の一環としての貿易金融機関設立の要請 以上のべてきたように、銀貨騰貴の主因が銀貨の不足にあり、銀貨の不足は銀貨の集散の中心機関がなくなつて調節が不可能であることによるという考え方に立脚して、銀貨の貿易通貨の需給を調節するための貿易金融機関の設立が要請された。この要請はかなり古くから横浜商人をはじめ、多くの人々によつて説かれてきたが、横浜正金銀行の設立となつて結実するにいたるまでの間に、大きな提案としては二つの案が唱えられた。その一つはバッチェルダ(J. M. Bacheider アメリカ人)によつて提言された建白書(「貨幣ノ政ヲ救済スルノ策」)であり、他の一つは「貿易銀行条例」草案である。前者は明治一二年と推定され、後者は正金銀行設立以前といわれる。⁴⁾ まずバッチェルダの提言ではつぎのようにのべている。⁵⁾

「貴国ノ銀行ト、米國ノ銀行及ヒ『シルヴァー・キング』等ト資本ヲ併セテ、前述ノ如キ一個ノ『シルヴァー・バンク』ヲ起ストキハ、予テ貴國政府及ヒ人民ハ勿論、今日日本支那及ヒ東方諸國ニ於テ買取セシ物資ニ対シテノ代価ヲ償ハンガ為メト、東洋ヲ警衛スル軍艦ノ費用トノ為メニ、毎歲倫敦ヲ經テ壹千貳百萬弗以上ヲ買取セザルヲ得ザル所ノ、我が米國政府及ヒ人民ニ於テモ渴望シテ止マザル所ノ、一大銀市場「デポ・フォー・シルヴァー・エキスチェンヂ」ヲ忽チ日本國ニ建設スルニ至ルベシ。

該銀行ハ初壹千萬元ノ資本ヲ備ヘ、漸次英國及ヒ支那地方ニ其支局ヲ張ルニ当リテハ、其資本ヲ五千万円マデ増加シ得ルノ權ヲ有セシメ、而シテ十ヶ年間官業ノ免許ヲ日本及ヒ米國政府ニ於テ与フルトキハ、日ヲ俟タスシテ、諸條約國ニ對シ貿易上ノ信憑ヲ得ルニ至ルハ亦疑フベカラス。加之ノミナラス、之カ營業資本ハ日本及ヒ米國ノ銀行資本ニ屬スルヲ以テ(從來ハ銀弗・銀塊・為換及ヒ其他銀行ノ營業ハ倫敦ニ起リ、印度及ヒ支那ニ其脈絡ヲ通シタルモ)一變シテ「サンフランシスコ」ニ起リ、日本・支那・欧州・亜米利加ニ其脈絡ヲ通スルニ至ルヘキナリ。」

このように日米両資本を合して一大シルヴァー・バンクを設立し、もって銀の需給の調節をはかろうとしたようである。この銀行の資本金は一応一、〇〇〇万円とし、業務の拡張に依じて五、〇〇〇万円までのばせるようにしておくとした。同提言はこのあとに「従来日本及ヒ支那ニ銀ノ供給不足ナルヨリ、其ノ影響貴国ノ紙幣下落ニ及ボセシノ大ナルハ、自他原因ノ影響ノ比ニアラザル……」とのべて銀の供給不足が紙幣価値の下落の起因であることを主張している。かくて銀の供給を円滑ならしめる機関としてシルヴァー・バンクの設立が要請されることとなった。かかる考え方は洋銀騰貴の原因を紙幣の過剰発行に求めず、正貨の供給不足に起因せしめた大隈の考え方と相通するものであり、したがって横浜正金銀行の設立を企図するにいたった当時の銀行政策とも合致するものと思われる。

つぎに横浜正金銀行の設立以前と思われる時期に作成された「貿易銀行条例」草案についてのべてみよう。同条例草案の主要な部分を引用するとつぎのとおりである。⁶⁾

「第一章 創立ノ事

第 一 条 日本政府ハ此条例ニヨリテ一箇ノ銀行ヲ創立スルコトヲ許可シテ貿易銀行ト云フヘシ。而シテ大蔵卿ハ之ヲ創立シテ之ヲ管理スルニ付其特権ヲ有スヘシ。」

この条項はのちにのべる横浜正金銀行の場合よりもより一層強く政府の金融機関という性格が強いが、横浜正金銀行が最初から政府の特権をかなり与えられたことを考えると、この頃から政府の間に貿易金融機関の設立計画があり、たまたま時期を同じうして横浜正金銀行設立の動きが起つて両者の一致をみたものと思われる。

「第 二 条 貿易銀行ハ其本居ヲ武蔵国横浜港ニ設置シ日本各地ニ於テ其支店ヲ置クコトヲ得ベシ。」

この条項は最大の貿易港地である横浜に貿易銀行をつくらうとするものであるが、けだし当然で、事実その後横

浜正金銀行設立のうごきも横浜から出発した。

「第一章 資本金ノ事

第 二 条 此銀行ハ資本金總額ハ少クトモ三百万円ニ下ラスシテ日本貿易銀ヲ以テ之ニ充ツヘシ。但大蔵卿ニ於テ要用ト思考スルトキハ便宜之ヲ増減スルコトアルヘシ。

第 三 条 右資本金ハ之ヲ株式ニ分割シ壹株五百円ト定ムヘシ。

第 四 条 大蔵省ハ此銀行資本總額ノ十分ノ五ヨリ少カラサル出金ヲナシ常ニ其株主タルヘシ。

第 五 条 此銀行ノ資本金ハ開業免狀下付ノ前必ス其半額ヲ入金シ残り半額ハ開業ノ翌月ヨリ月賦ヲ以テ五ヶ月間ニ入金シ其時ニ大蔵卿ヘ届出ヘシ。」

これらの条項に規定された事項と、のちの横浜正金銀行設立時の事情を比較してみると、資本金額は同じ、資本金の月賦入金もかわらない、ただ政府出資がここでは半分となつてゐるが実際の設立時には三分の一となつてゐる。しかし考え方はまったく共通してゐると思われる点が多い。つぎに横浜正金銀行が出願して結局許可にならなかつた銀行券発行について草案はつぎのように規定してゐる。

「第一章 銀行券発行并準備金ノ事

第 一 条 此銀行ハ其資本總額ノ十分ノ八ニ超ヘサル通用銀券ヲ發行スルコトヲ得ヘシ。

第 二 条 右銀券ハ日本全国何レノ地ニ於テモ租税海關其他一切公私ノ取引ニ於テ都テ政府發行ノ貨幣同様通用スヘシ。

第 三 条 此銀行ハ右發行銀券引換ノ準備トシテ銀券流通高ノ三分ノ一ヨリ少カラサル貿易銀ヲ備ヘ置キ銀行營業ノ時間ハ何時ニテモ差支ナク之ヲ引換フヘシ。」

これらの条項にもられた考え方はいづれもその後正金銀行設立願に提出された銀行券発行に関する考え方と通ずるものといえる。さいごに營業活動についてはつぎのように規定してゐる。

「第二章 營業本務ノ事

第 一 条 此銀行ハ金銀ヲ貸付ケ又預リ金ヲナシ又ハ為換ヲ取組ミ又ハ為換手形約束手形其他ノ証書ヲ割引シ又ハ公債証書外

「国貨幣并ニ金銀銅ノ地金ヲ売買シ及ヒ保護預リ又ハ両替等ノ事ヲ以テ本務トスヘシ。」

これらの業務はすべてその後正金銀行が実際に設立された際の主要業務となったもので、ここでも両者の考え方が共通していることを知りうるのである。ここでは「貿易銀行条例」草案のうち、いくつかを略しているが、ここに示した主な条項についても、同草案と横浜正金銀行設立時の考え方が共通していることを指摘しよう。こうした意味で、政府側にすでに、銀貨対策の一環として貿易銀行のごとき金融機関を設立する意図がかなり古くからあったといえる。

以上のべてきたように、洋銀の騰貴にたいして政府はつぎつぎとその防止対策を打ちたてることとなった。はじめは銀貨売出のような消極的なものであったが、やがて正金銀行のような需給調節機能をもった金融機関の設立へと結実していく。そしてこのような流れのなかで正金銀行設立の意義も捉えられねばならない。

- (1) 滝沢直七『稿本日本金融史論』一二五～一二七頁
- (2) 『明治前期経済史料集成』第一卷、第五章正貨交換、二五頁
- (3) 『明治財政史』第一卷、四〇六～四〇七頁
- (4) 岡田俊平『明治前期の正貨政策』一四三～一五三頁
- (5) 大隈文書 A一一七一
- (6) 同上 A一一九八

二 横浜正金銀行の設立経過

(イ) 銀行設立動機の発端 横浜正金銀行の設立が銀貨騰貴防止政策および貿易収支の不均衡を是正するた

めの政策の一環としてなされたことは上述のとおりである。しかし一私立銀行としての横浜正金銀行の設立を考えると、そこには複雑な事情があったようである。すなわち、『稿本横浜正金銀行史』には同行創立の裏面の理由としてつぎのことをのべている。明治十一、二年頃、薬品輸入、書籍商を営んでいた丸屋商店の経営者であった早矢仕有のおよび同店と関係深い中村道太は、丸屋商店の衰退を挽回しようとして、いろいろ苦策をたて、銀相場にも手をだした。しかしこれが失敗に失敗をかきねたので、その失敗を回復しようとして銀貨半額、紙幣半額で資本金二〇〇三〇万円の小銀行を設立しようとした。そしてその業務は貿易商人または投機業者の間に介在して日歩取（紙幣に対して銀貨を貸し、銀貨に対して紙幣を貸し、日歩勘定で利息をとる業務）を本業とし、さらにみずからもときどき投機を試みようとした。このような事情の真偽は明らかでないが、以前から福沢諭吉と交際のあった中村道太が福沢の推薦により明治五年一二月より明治九年まで丸屋商店の社長格として勤務していたことは事実で、そのような関係から早矢仕有のらと新銀行創立について相談したと思われる。²⁾ともあれ横浜正金銀行の設立と丸屋商店とが深いつながりをもっていったのは明瞭である。そして上述のような銀行設立のいわば個人的動機に、当時の政策的観点からより大きな設立目的を教えたのは福沢諭吉であるといわれている。

ここで中村道太と福沢諭吉の関係についてふれておこう。中村と福沢の最初の出会いは中村道太が豊橋の藩士であった三才のときであった。彼は西洋兵学を学ぶために江戸詰にあったが、かねてから福沢の『西洋事情』をよんでいた関係から、ぜひ一度会いたいと訪ねたのがはじめで、この年は『西洋事情』初篇発行の年次から推して慶応二年であったといわれる。³⁾その後財政、経済、簿記などにつき師事を請うたり、福沢門下の小幡篤次郎、早矢仕有的、朝吹英二、中上川彦江郎、小泉信吉、荘田平次郎らとも相知るようになったりした。⁴⁾また福沢も中村を非常に信頼して、簿記講習の講師に推薦したり、前述のように丸屋商店の社長格に推薦したりした。⁵⁾こうし

た関係から横浜正金銀行の創立に際しても、福沢は中村をつよく推した。その間の事情は福沢から大隈重信に宛てた書簡にきわめて明かである。すなわち、明治一二年一〇月五日付の手紙によれば⁶⁾

「……過日拝趨の節極内々の御話の一条は、其後小泉より承り、追々御着手にも可相成由、就ては爰に忝人あり、名を中村道太と云ふ。此人は旧豊橋藩會計、頗る地方の名望を得て、既に豊橋の銀行も同人の起立、老生は多年懇意致し、極めて體なる人物に付、実は此度の一条も弥以御着手相成候には、学者の外に実地熟練の人なかるべからず。即ち此任に當る者は中村道太ならんと存じ、少しく秘事も洩し候処、同人にも大に説あり（但し洩し候共此人より他に洩るる恐なし）。就ては第一の緊要は人民の金を募るに在り、此金を募るに付、中村なれば江州大阪等に知人甚多し。何卒御内意を承て其方に取掛度との義、其辺の事も唯今銀行云々の事を公然と申す訳には不參、何とか名義を付けて江州、大阪、其他、新潟の方へ参り度との事に御座候、右の事情は小泉より可申上管いたし置候得共、何は擬置、此中村えは一度御逢相成候とも随分面白かるべきと存じ、為に一書を認め同人え相渡候間、罷出候はば御都合次第御逢奉願候。尚い才は本人より可申上、洋銀等の事に付ては随分説ある人なり。一時間計りの時を御費し御話奉願候」

この手紙でも明らかかなように、福沢は中村の能力をたかく評価し、かれによって資本金は充分調達しうることを力説した。さらに同年一〇月一三日付の手紙では具体的に資金調達の可能性についてつぎのようにのべている。

「過日拝趨の節御内話のバンク（横浜正金銀行のこと―編者注）一条、創立の当分、官よりデポジットの内援あれば必ず首尾能行はれ可申、小生も之を信じて疑はず、何卒遂には官の預け金止めて人民の私有預け金と入替候様いたし度事なり。此事も亦或は難きにあらざるべし。就ては何分大金の義に付、人物を定め候上は、尚明日にも不申聞候得共、仮に言葉を設けて若しも今の世の中に斯る事のあらば金を出す者あるべきや否杯と遠廻しに申談候処、中村道太杯は固より之に任じて自から疑を容れず、其外弊塾旧生徒北越の一豪商某も此程出京中、素より家人同様の者に付、これにも夫れとなく内話致候処、三十万円は一手にて引請可申との義、旁以今般の一事、其下た話は唯今より取掛候義に付、其段御舍迄申上置候、決して内実の实情は口外不致候得共、信ずべき人物丈けには聊か内談不致ては不叶次第、且御省の方にて先日御内話の通、不日公然御発令の事ならん。御発令次第、中村道太始發起人数名にて出願可仕間、極内に御舍置被下様に内々の御指揮奉願候。何分とも一大事業、万に一も間違有之候ては、小生も親友に信を失する義、如何にも恐ろしく思はれ候に付、念に念を入れ、尚一

さらに同年の月日不詳の手紙のなかで、「此度中村道太の志願は必ずしも此銀行を以て身を立てんとするにあらず。其事柄大なるゆへ、一と度び自身の働を試みんとする迄の事に御座候。容体は素朴なれども、理財の一事に至ては、実際の熟練、方今都下の銀行者流に一步も譲らざる事と被存候⁸⁾」とのべて、中村道太の銀行家としての才能とかが一身のためでなく、自分の能力をためすために銀行業務に従事せんとする意志をもっていることをたかく評価している。このように再三、再四の手紙で大隈重信に中村道太が適任であることを力説していることから、いかに福沢と中村の関係がふかかったかということや、福沢が中村を評価していることが知られよう。しかしそれとともに上述の『稿本横浜正金銀行史』による早矢仕、中村等が相談して、銀行設立を考え、これに福沢が設立の根拠を与えたという説がちがっていることが指摘される。すなわち、この書簡をよむと、さきに横浜正金銀行設立の構想が大隈・福沢の間にできていて、その構想実現のために中村道太の出馬が要請されたかのよう⁹⁾に思われる。もつともこの点について前記『横浜正金銀行史』はつぎのようなことをのべている。すなわち明治十一、二年頃、丸屋商店の経営者早矢仕のおよび同店と関係のふかい中村道太は、当時洋銀相場の騰貴、外国銀行の専横によりわが国外国貿易のうける障害を除こうとして早矢仕の旧知であった福沢の後援をえて、その紹介で、大隈大蔵卿に相談し、ついに設立に向うところとなった。こうしてみると、丸屋側でも設立の意向があったし、大隈の経済政策からも設立の動機があり、この両者の考え方が一致して設立がなされたことがわかる。上に引用した書簡でも明らかだが、横浜正金銀行設立に際しては福沢と大隈の考え方がつよく働いている。そこでつぎにこの両者の考え方についてふれておきたい。明治一二年九月一二日付の福沢から大隈へ宛てた手紙にはつぎのことが記載されている。¹⁰⁾

「バンクの一条はいち小泉へ申含置、同人より御話申上候積にいたし置候。此一事に付先日御話の通り相違無之、他えもいまだ御話もなく、急度御役立の事に至らば、小泉始め中上川も共に尽力して恥かしからぬ成跡に至り可申、何事も途中に變じては誠に困却、他人に信を失い始終の妨相成候間、弥以無間違処を小泉え被仰聞被下度、既に先日の御話に由り極々信すべき都合の人えは内々話しもいたし置候事に御座候。」

これでもわかるように、バンクすなわち、横浜正金銀行設立に関する件について両者の間に協議がなされていた。もっともこれよりさき、八月二日付の手紙でもつぎのようにのべて、洋銀騰貴に際して、相場調整のため政府資金を貸出す貿易金融機関の設立を強く提議している。¹¹⁾

「横浜の洋銀、当春の騰貴以来先づ平に帰し目出度事には候得共、結局其勢を挫んにあらざれば再騰なきを期すべからず。其再騰は兎も角も全体に洋銀の面目を失はしむるに非ざれば、我貿易銀の流行も埒明申間敷、唯今の勢にて我商人は品物売買の外に又洋銀を以て窘めらるる者なり。依て先日より一、二友人と談じ様々談論の末、別紙冊出来申候、何卒御覽被下度、此一事所謂山師の手に掛りては徒に政府をして私の山を助けしむるに過ぎざることなれども、自から亦慥なる人物なきにあらず。其人物あれば政府は唯庫内の金を外に出して準備に用るに異ならず、毎日検査するも可なり、毎週報告するも可なり、且大丈夫を押へて無利足と覚悟を定るも必ず利なきを得ず、十数年の後は其利足の崇みたるものを以て恰も一種の常平局を設け、洋銀なり、貿易銀なり、終年注意して其調子を取らば、当春の如き騒もなく、永年に平均して我貿易の為には大なる利益かと存候。」

これらの手紙を通じていえることは、福沢がたえず貿易金融機関のような機構の設置の必要を強調していたことであり、これは前項でのべてきた大隈を中心とする洋銀騰貴防止政策とも基本的には一致するものであった。ここに両者の考え方は新しい金融機関の設置という共通の基盤に立つこととなり、これが横浜正金銀行の設立を通じて流れた設立目的についての共通の見解でもあった。

以上縷述してきたように、横浜正金銀行の設立は政府の経済政策と丸屋商店を中心とする民間からの設立要求

の合致点に求めることができる。ところで明治十二年十一月十七日付の東京日日新聞は、「正金銀行設立運動始まる」という見出しの下につきのようになっている。¹²⁾「横浜の早矢仕有的、中村道太ほか十余名の人々が三〇〇万円の資本金をもって正金銀行を設立したき旨を此ほど其筋へ出願せしよし」

(口) 創立願の提出 以上のような過程を経て、明治十二年一月一〇日にはいよいよ中村道太ほか二二名によって創立願が提出された。しかし実際には同じ発起人名で、それ以前に三つの願書が提出されている。そこで創立願と以前に提出されて却下された三つの願書についてのべてみたい。

明治十二年一〇月三十一日前記発起人によって、「正金銀行創立願」が提出された。その内容はつぎのとおりである。¹²⁾

「明治九年国立銀行条例御改正以来銀行ノ事業大ニ進歩シ今日ニ至テハ全国殆ト銀行ヲ設ケサルノ地ナキ程ニ相成、為換荷為換其他凡ソ商業ヲ助ケ便益ヲ得セシムル者日ヲ逐テ盛大ニ赴キ、内地商業ノ点ニ於テハ遺憾無之儀ト奉存候。然ル処比年来輸出入ノ不平均ヨリシテ金銀貨ノ価格漸ク騰貴シ、從テ流通ノ額ヲ減シ、終ニ其跡ヲ市場ニ絶ツニ至リ、之カ為メ内外貿易ノ不便実ニ不尠、就テハ政府ニ於テ御救済之方法固ヨリ可被為在儀ト奉存候得共、私共熟考仕候ニ、今茲ニ正金銀行ヲ設立シ、金銀貨幣ノ供給運轉ヲ便ニスルハ先ツ当今ノ急務ト奉存候。依テ私共申合、資本金ヲ參百万円トシ、内百万円ハ私共ニ於テ出金シ、余ハ株主ヲ募集シ、横浜境町式丁目參拾九番地ニ於テ正金銀行ヲ創立シ、金札引換公債証書ヲ抵当トシテ、銀行紙幣ヲ発行シ金銀貨幣ヲ以テ右引換ノ準備トナシ、其他ハ総テ国立銀行条例ヲ遵奉シテ營業仕度奉存候間、特別ノ御詮議ヲ以テ、右創立ノ儀至急御許可被成下度、此段奉懇願候也」

この願書の末尾には「右願書改正スヘキ廉有之下戻サル」とあるから、一応願書として提出したが改正を必要とする箇所があったので、却下されたと思われる。しかしその後正式に大隈大藏卿宛に提出された「正金銀行創立願」と比較してみても、ほとんど同じである。多少文面において相違がみられるのは後半の「……急務ト奉存候。依テ私共申合」のつきからで、一月十日に提出された正式の願にはその後の部分にはつぎのようにかかっている。¹³⁾

「依テ私共申合資本金三百万円ヲ以テ横浜正金銀行ト称シ国立銀行條例ヲ遵奉シ横浜境町二丁目三十九番地ニ於テ正金銀行ヲ創立シ追テ基本確立之上ハ金札引換公債証書ヲ抵当トシテ銀行紙幣発行之儀可奉願候得共先ツ当分之内資本金ヲ以テ營業仕度尤右資本金之内百万円ハ私共ニ於テ出金仕余ハ株主ヲ募集可仕ト奉存候、特別ノ御詮議ヲ以テ右創立之儀至急御許可被成下度此段奉懇願候也。」

これと前のものとを比較してみると、文面の相違はあるが、

(1) 国立銀行條例に準拠して設立すること。

(2) 資本金は三百万円とし、うち百万円は自分たち発起人で出資し、残りは株主を募集すること。

(3) 金札引換公債証書を抵当として銀行紙幣を発行したいこと。

の三点はまったく一致している。ただ正式のものは銀行紙幣を発行するという箇所の前に、「追テ基本確立之上ハ」という文面があり、さらにそのあとには、「当分之内資本金ヲ以テ營業仕度」という文面が掲げられている。これにたいして一〇月三十一日のものには、後の方の部分にだけ、「金銀貨幣ヲ以テ右引換ノ準備トナシ」という文面がもられている。こうしてみると、銀行紙幣発行について改正の必要がみとめられたのではないかと思われる。すなわち、前者には将来は銀行紙幣を発行することがありうるとしても、当分は資本金三百万円を運用してゆくというのにたいして、後者は金銀貨の引換準備をもつことを条件にただちに発行することをのべている。事実一二月一〇日に正式に出された創立願について大隈大藏卿は「願之趣聞届候条、創立証書定款可差出事」という許可を与えたとともに、但書を付して、「紙幣発行之義ハ予メ難聞置候事」とのべて紙幣発行権を与えることはできない、としている。したがって一〇月三十一日前から十一月一〇日にいたるまでの間、この紙幣発行権をめぐる相当いろいろな検討を加わっていたようである。以上のような形でともかく創立願が許可された

が、それでは創立願におりこまれた創立目的はどこにあったのだろうか。それは

(1) 国立銀行条例の改正以後銀行がいくつも設立されたので、国内商業については不便はないが、ここ数年來貿易収支の不均衡から貿易通貨の騰貴と不足をきたしたこと、

(2) そのために金銀貨幣の流通を促進する機能を果す正金銀行の設立が必要であること、
にあったようである。かくてこの設立目的が大隈大藏卿によって支持され、設立に向うこととなった。はじめ丸屋商店関係の小規模な銀行を設立する構想であったものが、前項からのべてきた政府の洋銀騰貴防止政策の重要な手段を担う銀行という大きな意義と目的をもった銀行として設立される運びとなったのである。

なお同年一〇月三十一日には、正金銀行発起人総代の中村道太の名儀で、正金銀行の名称を国立東海銀行と称したいという「銀行名称願」が提出された。¹⁴⁾したがって中村道太の故郷からか、東海銀行という名称を使う案があったようであるが、これは前の設立願と同様に改正すべき点があるという理由で却下されたのである。

つぎに設立発起人についてふれておきたい。いうまでもなく、設立発起人の顔ぶれは一〇月三十一日の願と一二月一〇日の願とは全く同じである。いまそれを列記すればつぎのとおりである。¹⁵⁾

中沢彦吉(東京・京橋)、喜谷市郎右衛門(東京・京橋)、市川好廉(東京・本所)、山口俊作(東京・日本橋)、佐藤理兵衛(山形)、前川太郎兵衛(東京・日本橋)、笠原恵(新潟・中頸城)、西脇悌二郎(新潟・北魚沼)、服部弥八(愛知・渥美)、稲垣藤次郎(愛知・渥美)、中尾寛二(愛知・宝飯)、丸家善八(横浜)、木村利右衛門(横浜)、中村惣兵衛(横浜)、安田卯之吉(東京・日本橋)、塚本定次郎(東京・日本橋)、小林吟次郎(東京・日本橋)、堀越角次郎(東京・日本橋)、水野忠精(東京・芝)、井伊直憲(東京・麹町)、桜井恒次郎(横浜)、早矢仕有的(横浜)、中村道太(愛知県・渥美・当時横浜寄留)

全二三名の内訳は出身地別にみると、東京一名、山形一名、新潟二名、愛知四名、横浜五名となっている。この点ほとんどの発起人が横浜商人によって占められていた第二国立銀行、第七十四国立銀行とはまったく相違し

ている。他府県から名をつらねた人々は地方の華士族、銀行家などであるが、前述の福沢諭吉から中村道太への書翰でもわかるように、中村道太の銀行経営能力を信頼して、勧誘に応じ、発起人になったもの、福沢、大隈の正金銀行にたいする考え方や懇意にうごかされて発起人となったものなど種々考えられる。ともあれ、第二・第七十四両国立銀行が横浜商人の機関銀行として設立され、成長したのと異なり、横浜正金銀行は横浜にあって、横浜商人というよりはもっと大きな政策上の必要から設立された銀行で、その意味から発起人も広汎に広がっていただけである。

(八) 大蔵卿より太政官への上申 以上のべてきたような設立願の提出をうけた大隈大蔵卿は二月一日に太政官宛に上申書を提出した。¹⁶⁾その内容は大別して三つの部分より成っている。第一の部分は、正金銀行設立について許可願が出されたので許可したいむねをのべたものでつぎのとおりである。

「正金銀行設立ノ儀別紙ノ通願出候ニ付熟考仕候ニ右正金銀行ナルモノハ其取引専ラ正金銀ヲ以テシ追テ金札引換ヘ公債証書ヲ抵当トシテ銀行紙幣ヲ発行シ、金銀貨幣ヲ以テ其交換準備ニ充ツルノ目的ニシテ、一ニ旧銀行条例ノ主旨ニ符合候ニ付、其設立固ヨリ冀望スル所ニ有之、即チ発起人身元ハ勿論、營業ノ目的等精細取調候処、聊カ不都合無之ニ付、朱書ノ通許可致候。」

つぎに第二の部分は、明治初年以來通貨制度および銀行制度がつぎつぎに整備されてきたことをのべている。そしてとくに国内商業の発展に大きな役割をはたしたことを強調している。そして第三の部分では金銀貨幣集散の中心的機関として正金銀行が設立されることの必要性を力説している。これは正金銀行の設立についてきわめて重要な部分と思われるので、以下この部分を引用しておきたい。

「……然ル処、金貨ハ次第ニ貨幣ノ効力ヲ失ヒ殆ント本位ノ虚称ニ属スルノ景況アルヲ以テ政府ハ不得已事宜ヲ配量シ、兩

本位ノ体ニ準シ客歲五月貿易銀一般通用ノ儀布告セラレ、今年ニ至リ貿易一円銀洋銀ト並働通用ノ儀御布告相成、尋テ東京、大阪、横浜各取引所ニ於テ金銀貨幣取引ノ儀御差許相成タリ、就テハ爾後売買取引ノ便ハ勿論、内外商估其便益ヲ蒙ルハ必然ナリト雖モ、独リ其取引ヲ許可セラレタルノミニテハ、時ニ貿易ノ消長ニ依リ一聚一散ノ活機ニ於テ掃向スヘキ中心ナキヲ以テ、其價格少シク騰貴スレハ、人々争テ之ヲ蓄藏シ、其流通ノ額ヲ減却スルニ至リ、折角ノ便法モ水泡ニ屬スル憂ナキヲ保セス、之ヲ救済スル方法ニ於テ他ニ考察モ有之候ヘ共、右正金銀行ヲ設立セシメ、其聚散ノ中心ヲ定ムルカ如キハ亦不可欠之要件ト被存候。蓋シ徳川氏以來現今ニ至ルマテ鑄造スル所ノ金銀貨幣を概算スルニ、其外出セシ分ヲ除クモ、其現存スル者猶大約壹億円ニ下ラサルヘシ。然ルニ其流通ノ市場ニ絶ツ所以ノ者ハ他ナシ、其聚散ノ中心ナク、一タビ之ヲ支出スレハ又之ヲ收入スルノ便ナキヲ以テ、人々務メテ之ヲ埋匿スル弊習實ニ之カ因由ヲ為セリ。今右銀行ヲ設立スルニ於テハ、當ニ其收支ノ自由ナルノミナラス、之ヲ銀行ニ預託スレハ安全ニシテ加フルニ幾分ノ利息ヲ生スルノ便益アルヲ以テ從來之ヲ埋匿シタル者争テ預ケ金ヲ為スニ至リ銀行ハ之ヲ運転左右シテ内外貿易ノ便益ヲ謀ルヘシ。右ノ如クシテ數年ヲ經過セハ、條約改正ノ舉ハ其緒ヲ結ヒ、内外ノ貿易モ亦其平均ヲ致シ、漸次正金流通ノ増加スルニ及テ、右銀行ヲシテ金札引換公債証書ヲ抵当トシテ、正金引換ノ銀行紙幣ヲ發行セシメ、他ノ国立銀行モ往々之ニ倣ヒ、竟ニ旧銀行條例ノ目的即チ正金兌換紙幣鎖却ノ効ヲ奏シ、遂ニ不換紙幣ノ跡ヲ世間ニ絶チ、現今米國ノ如キ好結果ヲ得ルニ至ルモ甚タ期シ難キコトニ有之間敷、殊ニ昨今洋銀及ヒ壹円銀ノ欠乏ナルヨリ、其價格日ニ騰貴ニ趣キ頗ル苦心ノ際ニ付キ、右銀行設立ノ儀聞届候次第ニ有之候條、右御届旁々事情一応上申仕置候也。」(傍点筆者)

要するに貿易銀を中心とした金銀貨幣が一たび市場に流通すると、集散の中心がないから埋匿してしまい、その結果米洋銀価格の騰貴をもたらす。そこでそのような集散を機能とする新しい銀行の設立が必要であると説いている。こうして太政官も同銀行設立に同意するに至った。かくて正金銀行設立の主目的は開場において金銀貨幣の供給運転を便にし、外国銀行に対抗して輸出入品、取引上、わが国商人の利益を図り、外商にたいしてわが国商人の地位をひきあげることにあった、といいうる。¹⁷⁾

以上大隈が太政大臣三条実美に宛てた上申書についてのべたが、このことにかぎらず大隈は横浜正金銀行設立

については非常に積極的でその推進力となった。

(二) 正式の開業許可と創立証書 以上のような経過を経て明治十二年二月一日、正式に開業の許可が正金銀行に与えられた。すなわち、当時の新聞は「横浜正金銀行は一昨十一日いよいよ許可になり、近々設立の様子、その響きか昨日は洋銀相場が俄かに下落した」と報じている。¹⁸⁾ この結果設立準備がおこなわれ、二月九日までに資本金も一応集まり、一切の準備を完了したので、同日創立証書が提出され、それにもとずいて開業免状が下付された。いま創立証書の主なものを記せばつぎのとおりである。¹⁹⁾

第一条 当銀行ノ名称ハ横浜正金銀行ト称ス可シ。

第二条 当銀行ノ本店ハ神奈川県下横浜区本町四丁目五十八番地ニ於テ設置シ、支店ハ追テ東京、大阪、兩府ニ於テ便利ノ地ヲトシ之ヲ開ク可シ。

第三条 当銀行ノ資本金ハ参百万円ニシテ、百円ヲ以テ一株ト為シ、総計三万株ト定ム可シ。

第四条 当銀行ノ存続期限ハ、開業免状ヲ受ケシ日ヨリ二十箇年間タル可シ。

またこの結果付与された開業免状は、大隈大藏卿名儀でつぎのようにのべている。²⁰⁾

「……ニ於テ創立スル横浜正金銀行ヨリ差出シタル創立証書ニ拠リ明治九年八月一日大日本政府ニ於テ制定施行シタル国立銀行条例ノ手續ニ準拠シタルコト分明ナルニ付今此開業免状ヲ交付シ、自今右条例ニ準拠シ其業ヲ営ムコトヲ許可スルモノ也。」

かくて明治十三年二月一三日をもって開業するに至った。

- (1) 横浜正金銀行編『稿本横浜正金銀行史』七七八頁
- (2) 小山伝三「中村道太と福沢諭吉―特にその交友關係に就いて―」『商経法論叢』一三卷四号) 一〇一頁
- (3) 同上九七頁
- (4) 同上九八頁

- (5) 同上九九頁
- (6) 慶応義塾編『福沢諭吉全集』第一七卷（岩波書店、昭和三六）三四五～三四六頁
- (7) 同上三五四～三五五頁
- (8) 同上三五八頁。同書にはこの手紙が断片であり、「追て」という記載があることから、註(6)(7)所載の手紙の追い書きと
思われると記されている
- (9) 『稿本横浜正金銀行史』五～六頁
- (10) 『福沢諭吉全集』第一七卷三四一～三四二頁
- (11) 同上三二八～三二九頁
- (12) 横浜正金銀行編『横浜正金銀行史』附録甲卷之一（同行、大正九）五～六頁
- (13) 同上二頁
- (14) 同上七頁
- (15) 同上二～四頁
- (16) 同上八～九頁
- (17) 『横浜正金銀行史』（同行、大正九）八～九頁
- (18) 『新聞集成明治編年史』第四卷（財政経済学会、昭和九）一三七頁
- (19) 『横浜正金銀行史』附録、甲卷之一、一六～一七頁
- (20) 同上、三二頁

三 横浜正金銀行の資本構成

前項でものべたように、当初資本金は三〇〇万円をもって出発することとなっていた。そしてそれは政府による出資と民間出資（発起人の出資額と株式募集額）に分たれる。以下その各々について説明していきたい。

(一) 政府出資 横浜正金銀行が政府の銀貨騰貴防止政策の一環として設立されたことはすでにのべたが、そのため同銀行は強力な政府の保護と監督をうけることとなった。そのもつとも大きなものが政府の同行への資本参加である。さきにも述べたごとく、同銀行の設立目的が銀貨の供給にあったから、当然銀貨の多大な蓄積を必要とする。そこで開業以前からそのための措置として、同行の設立発起人はふたつの希望を政府に提出した。第一は「銀行御貸下願」であり、第二は政府の銀貨での出資である。前者についてはやくから計画されており、一〇月三十一日の設立願が提出される際、すでに「引換準備金御貸下願」という題目で提出されていた¹⁾。その中に「当銀行之儀、資本金參百万円ノ内、銀行手形式百四拾万円ヲ發行仕、右引換準備金トシテ、銀貨六拾万円ヲ備へ置候儀ニ御座候得共、右銀貨手形ノ儀ハ外国人ニモ干渉仕、不容易儀ニ付、右準備金ノミニテハ臨時引換方差支候場合モ可有之哉痛心仕候間……。」とある。これによると、資本金三〇〇万円のうち、六〇万円は銀貨で積立て、のこりは銀行手形を發行し、これで調達する。そして銀貨六〇万円は銀行手形の準備金とするが、これだけでは不安であるから向う五カ年間に手形發行高八〇万円にたいして一元銀六〇万円の割合で、必要に応じて少しずつ貸してほしいということであった。しかしこの願は許可されず、十一月一日の正式の設立願が提出された際、ふたたび「銀貨御貸下願」として提出されている²⁾。そして今回は前回とまったく異なつたかたちでの借入を要望している。したがって前項でのべた一〇月三十一日の創立願が却下された理由の一つに、この銀貨貸下願の不備ということもあつたのではないかとも思われる。ところで今回の願によれば、資本金は一切正金をもって募集するつもりであるが、もし紙幣で加入された場合、それと引換えに金札引換公債証書を購入し、その公債証書の保有額の範囲内において銀貨の借入を依頼したものである。そしてこの場合、公債証書の借入れる銀貨の額は同額とするということであつた。この案は是認され、ここに銀貨の借入れが可能となつたのである。

さて問題の資本金への政府出資であるが、これについては創立の一カ月前の一月に、株主を代表して小泉信吉と中村道太が、大隈大蔵卿宛に「横浜正金銀行資本金御差加願」を提出している³⁾。その主要な部分を引用すればつぎのとおりである。

「当銀行ノ儀ハ、兼テ創立願書中ヘモ略陳仕候通り、差向金銀貨幣之供給運轉ヲ便ニシ、務メテ内外貿易ノ間ニ介シ、漸次外国為替之商權ヲモ恢復仕度、……就テハ当銀行資本金三分ノ一ニ当ル金額即チ一百万円ヲ御差加金トシテ当銀行ヘ御下附被成下、……」

右御差加金ハ、当銀行資本金ノ一部トシテ一箇年ノ純益金六分ニ至ル迄ハ他ノ株式同様之ニ対シテ平等ノ割賦金ヲ納メ、若シ其純益金六分以上ニ至ルトキハ右御差加金ニ対スル六分以上ノ純益金丈ハ即チ当銀行ノ別途積立金トナシ……」

この文でもわかるとおり、金銀貨幣の運轉供給を通じて外国為替の商權回復というような大きな使命をもっているという理由から、正金銀行に資本金の三分の一にあたる一〇〇万円を出資してほしいと願出ている⁴⁾。

この願書はその後二月九日にいたって許可され、同日付で大隈大蔵卿はつぎのようにのべている⁴⁾。すなわち「願之趣特別之詮議ヲ以テ聞届候。右但書之儀ハ難聞届候条、別途積立候儀ト可相心得事、但管理官之儀ハ進テ撰定之上、猶可相違事」

のとおりである。したがって出資を得るために正金銀行は政府の管理官によってある程度の監督をうけることとなった。この管理官については次項でふれたい。

なお実際には政府の国庫準備金のなかより、銀貨一〇〇万円を支出して交付した。この点について『準備金始末』はつぎのように説明している⁵⁾。

「明治十三年横浜正金銀行創立アルヤ、其目的金銀貨幣ノ供給運轉ヲ便ニシ、務メテ内外貿易ノ間ニ介シ、漸次外国為替ノ商權ヲモ恢復セントスルニ在リテ、其企業容易ナリト云フ可ラス。是ニ於テ同銀行ハ当時ノ資本金三分ノ一、即チ壹百万円ヲ政府ヨリ差加ヘラレ、以テ内外人ノ信憑ヲ鞏固ニセンコトヲ出願セリ。而シテ省議亦其成立ヲ希望シタリシヲ以テ特ニ之

ヲモ許シ、其差加金ハ準備金ヨリ交付スルコトトナセリ。是ニ於テカ準備金中ニ該行ノ株高壹百万円を所有スルニ至レリ。」
 このように準備金のなから一〇〇万円の出資をなしたわけであるが、『同準備金始末』は出資の理由として、
 つぎの二月六日付太政官宛の稟議書を示している。

「……資本金加入及管理官撰定ノ儀、……未タ絶テ類例モ無之儀ニハ候得共、該銀行ノ如キハ実ニ我邦ニ於テ曾テ比類ナキ
 ノ会社ニシテ、目下輸出入不平均金銀貨騰貴ノ際、財政上欠クヘカラサル重要事件ニ付、特別ノ保護ヲ加ヘ、深ク内外人民
 ノ信憑ヲ得セシメルニ非サレハ、完全ナル成果ヲ得難キノ情勢ヲ考察シ、願意採納別紙朱書ノ通及指令候。……且此正金銀
 行ニ於テハ漸次内外貿易ノ間ニ介シテ、大ニ物貨運用ノ要枢ヲ占取セシメ、欧米又ハ支那ノ各国ニ向テ盛ニ為換ノ事業ヲ開
 設シ、一ノ外国為換銀行トナサント欲スル等、当省ニ於テ将来大ニ望ヲ属スル所有之、旁特別ヲ以テ今般願出之趣採用致候
 儀ニ有之、……。」

これまで前項でのべてきたような設立の意義を有する横浜正金銀行であるから、従来あまりおこなわなかった特
 例であるが、特別に資本への出資を許可するという内容であり、とくに正金銀行の将来については一の外国為替
 銀行にしたいという要望のべられている。また注目に値することに、フランス銀行を例にとつての説明がある。
 すなわち、フランス銀行は半官半民の資本形態であり、頭取、副頭取は、政府が任命し、資本金の増減にいたるま
 でみな政府によって決定されていたが、政府の保護と特権付与によって非常に大きな発展を示したとしている。
 このあたり、中央銀行であるフランス銀行と横浜正金銀行の性格に多分の混同があるようであるが、ともあれ、
 横浜正金銀行の設立に際しての政府の資本参加が、政府の保護育成という目的の下に意図されたものがうかがえ、
 後年特殊銀行に転化する素地がはじめからあったことが立証されるわけである。

(二) 民間出資 総資本三〇〇万円のうち、一〇〇万円が政府出資であることは以上のべたとおりであるが、
 のこり二〇〇万円は民間出資ということになる。すでに前項でのべたように設立願が出されたとき、このうち一

第2表 横浜正金銀行発起人所有株式数（創立時）

氏名	所有株数	備考	氏名	所有株数	備考
中村道太	1,375	豊橋銀行家	喜谷市郎	123	東京茶商
安田卯之助	702	東京銀行家	水野忠精	100	東京華族
堀越角次郎	630	東京生糸売込商	山口俊作	90	東京川崎銀
小林吟次郎	500	東京木綿織物商	佐藤理兵衛	70	山形引取商
西脇悌次郎	460	新潟絹織商	丸家善八	450	横浜引取商
服部弥八	450	愛知絹織商	計 8,651		
稲垣藤次郎	450	愛知絹織商			
中尾寛二	450	愛知絹織商			
塚本定次郎	420	東京呉服商			
中村惣兵衛	337	横浜唐糸生糸商			
前川太郎兵衛	270	東京太物商			
木村利右衛門	194	横浜引取商			
中沢彦吉	180	東京 ⁶³ 国立銀行人			
早矢仕有的	180	横浜 ^{東京} 雜貨商			
笠原恵	170	新潟大阪商人米商			
井伊忠憲	150	東京華族			
桜井恒次郎	150	横浜茶売込商			
市川好康	150	東京銀行家			

〇〇万円は発起人へ出資し、のこりを公募するということであった。しかし創立時の株主名簿でみると、発起人二〇名であつめた金額は八〇五、一〇〇円で一〇〇万円に満たなかつた。いまその内訳を示すと第二表のとおりである。この表によって明らかになごとく、発起人のなかでも一部を除くときわめて持株が少なく、したがって持株総数も当初の目標ほどたかくない。なおこれらの発起人は銀行家、大商人、華族が多く、まず株主構成の中心部分にあるものはいずれもこれら三種の範疇のいずれかに属している。とくに貿易に関係する商人が多く、これらの層が正金銀行の設立に積極的に応じていったことがわかる。

ところで、のこりの資本金は公募して集められることとなつた。この運動はかなり広汎におこなわれたものと思われる⁶⁾。そして国立銀行条例に則つて設立されたのであるから、

資本金は開業前に半額を払込む必要があつたのであるが、それが困難となつたため、資本金を五回に分けて正銀で払込むよう願書を提出している。これは明治一三年一月付となっている。つぎにその主な部分を引用してみよう。

「……追々大阪・神戸、其他上海・香港等へモ支店ヲ設置シ、其事業ヲ拡張可仕ハ勿論ノ儀ニ御座候得共、何分前述ノ通、現今ノ事情營業ノ進路ニ於テ旁ラ実施ヲ試ミ候場合ニ付、實際ノ經驗無之内、一時ニ數拾万ノ資金ヲ集積仕候共、運用ノ道未タ備ハラス、事業其順序ヲ失ヒ、之カ為メ却テ困難ヲ醸シ、自然危険ヲ冒スノ恐レナキヲ得ス、加フルニ目今世上金融逼迫ノ折柄、右様巨額ノ金員ヲ一揃ニ集合仕候ハバ自然世上ニ差響キ之カ為メ益々逼迫ヲ促シ候様ノ儀モ有之候而者、自他ノ融通ヲ助クルヲ以テ目途ト仕候本旨ニモ相悖リ候ト憂慮仕候間、何卒資本金ノ儀ハ漸次集金仕、業務ノ進力ト其適度ヲ失ハス、且ハ世間金融上ニ差響キ候等ノ儀無之様仕度、依テハ右入金ノ割合ヲ五回ト相定メ、最初開業前ニ於テ資本金總額五分ノ一ヲ入金シ、余ハ隔月毎ニ五分ノ一ヲ入金シ都合五回ニシテ実結ニ至リ候様仕度、特別ノ御詮議ヲ以テ右御許可被成下候様仕度、此段奉願候也。」

このように一月二〇日より九月一日までに五回にわたって隔月に各二割ずつ正銀で払込むことが願出でられた。この願はその後二月三日になって大隈大藏卿によって許可され、そのとおり実行されることとなった。しかるにその後さらに変更をみるることとなった。すなわち、株式の応募者が正銀を購入することが困難であることと、銀行自体も一時に多額の正銀を必要としないことのため、払込高の五分の四は紙幣で払込めばよいこととなった。そしてこの紙幣についてはすでに前項でのべたように、それで金札引換公債証書を買入れておき、おつて正銀の必要があるときに、この公債証書を抵当として政府から正銀の貸下をうけることとなった。⁸⁾(一月一〇日付「銀貨御貸下願」参照)。こうして民間出資の分も完全に集め終り、資本金を揃えることができた。いま三〇〇万円の内訳をみると、

第3表
横浜正金銀行創立時
株主の府県別分布

県名	人数
東京	89
大阪	5
福島	16
知形	19
鴻森	17
手山	5
山賀	2
木城	2
都馬	1
岡下	1
奈川	3
神奈川	2
横濱	2
神奈川	1
横濱	2
神奈川	1
横濱	2
神奈川	2
横濱	40
合計	210

正銀 御差加株金 一〇〇万円
 一般株金 四〇万円
 紙幣 一般株金 一六〇万円

となる。

つぎに民間出資者で、発起人以外のものは全部で一八七名で、発

起人を入れると実に二一〇名となる。いまこれを府県別にみると、第三表のとおりである。横浜に住居を有するものは四〇名と東京に次ぐ第二位にあり、全株主数の約五分の一を占めているが、次いで圧倒的な位置にあるわけではない。ここに政府の銀行政策と直接結びついた横浜正金銀行が広く全国的基盤の上に設立された証左をみることができ、これに対して横浜第二・第七十四両国立銀行がほとんど横浜商人のみに基盤を有していたのはまったく対照的であるといえよう。しかし大口の株主のなかには、丸家善八・近藤良薫・木村利右衛門・早矢仕有的・大谷嘉兵衛・大西吉松・安部幸兵衛・田中平八・原善三郎（発起人を除く）などの顔ぶれがみられ、横浜商人あるいは横浜の銀行家たちが積極的に協力していったことがわかる。また横浜商人でなくても、貿易商である杉村甚兵衛（東京）・朝吹英二（貿易商）・中村録郎（静岡）・柿沼与志（東京）らが大口株主のなかに入っていることは、当時の貿易商人の要求としても正金銀行の設立を欲していたことがよくわかる。さらに意外に多いのが銀行家である。安田卯之助・安田善次郎をはじめ近藤良薫（第七十四国立銀行）・川崎八右衛門（川崎財閥）中次彦吉・中村道太・市川好康・間島冬道（第十五国立銀行）などが主なものであるが、それだけ正金銀行の規模や設立意義、業務等が高く評価されていたものと思われる。以上種々のべてきたが、ここで横浜正金銀行の株

主構成の特色を一言でのべれば、国家による強力な保護と全国的基盤の上に貿易金融機関としての特色をもったものということができよう。そこでつぎに設立時における機構について説明するわけであるが、その前に設立時における正金銀行の資本金が過少であるという考え方があったことにふれておきたい。すなわち、福沢諭吉の大隈重信宛の書翰において（明治十三年三月一六日付）、福沢は正金銀行の資本金三〇〇万円が過少であるとして、増資を大隈にすすめている。そして少くとも一五〇〇万円位にまで拡張することをといている⁹⁾。しかし実際には実現しないで、正金銀行が増資したのは明治二〇年で、金額は四五〇万円にすぎなかった。

- (1) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、六〇八頁
- (2) 同上七〇八頁
- (3) 同上一一〇一二頁
- (4) 『明治財政史』第一三巻八二九〇八三〇頁
- (5) 『明治前期財政経済史料集成』第一一巻二〇〇頁
- (6) たとえば、当時の『いろは新聞』（明治一三・二・二〇）は「大阪に於ても正金銀行設立計画あり」という見出しで、「今度大阪にても正金銀行を設立せんと同府下の有志が三百万円の資本金を募集中なり」とのべている（『新聞集成明治編年史』第四巻一六九頁）。これは日付からすると、正金銀行設立後であるが、資本金額が同一であり、その後、大阪に同様のものが出来なかつた点を考慮すると、横浜正金銀行の株式を募らしたのではないかと思われる。
- (7) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、三三頁
- (8) 『横浜正金銀行史』一七〇一八頁
- (9) 『大隈重信関係文書』第四、九五頁

四 横浜正金銀行と政府との関係

以上前項までで詳細にのべてきたように、設立当初から横浜正金銀行への政府の保護は絶大なものであった。そしてこのような保護にたいしては自ら政府の監督が加わることとなった。設立時における定款にもこのむね規定がおかれた。すなわち、第四十九条にはつぎのような条文がかかげられていた。¹⁾

「当銀行ハ、大藏卿ノ特別ナル監護ヲ受ケ、且ツ資本金中壹百万円ノ御差加金ヲ得テ創立スル者ニ付、頭取及ヒ諸役員ハ勿論、株主一同特ニ左ノ条々ヲ確守スヘシ。

第一 当銀行ノ頭取及諸役員ハ其營業上重要ノ事件ニ於テハ、必ス大藏卿ヨリ選定セラレタル管理官ノ指揮ヲ受ケル歟、又ハ之ニ協議シテ、其可決ヲ得ルニ非サレハ、決シテ施行セサルヘシ。第二、第三略」

このように營業に関する重要な事項については必ず大藏省の選任した管理官の指示を仰ぐことが定められていた。同条はまたこの外に第二項として頭取等の役員を選任は株主一同の衆議できめられるのであるが、大藏卿が必要と認めるときは改選せしめることができることを規定している。また第三には政府出資金にたいする利益配当金は、他株主にたいする利益金が年利六パーセントまではまったく同じように配当し、それ以上の場合には、六パーセントをこえる分を別途積立金として留保することを規定している。かくして三つの方法で政府は、横浜正金銀行の経営を規制することとなった。

つぎに「横浜正金銀行申合規則」の第九章に「管理官ト関涉」という項目があるが、そのなかには主としてつぎのような条文がふくまれている。²⁾ すなわち、

「第五十条 本行ノ株主總會取締役集會及ヒ役員ノ集會ニハ、必ス管理官ノ出席ヲ請フヘシ。

第五十一条 本行ノ頭取・取締役及ヒ支配人等ハ、本行定款第四十九条第一項ノ規程ニ準拠シ、重要ノ事件ハ必ス管理官ノ指揮ヲ請フハ勿論、臨時同官ノ指揮アル條款モ亦之ヲ遵行スヘシ。

第五十二条 管理官ニ於テ、金銀有高、諸帳簿、諸証書類、抵当物品等ヲ検査スルトキハ、何時ニテモ其望ニ応シテ檢閲ニ供シ、且質問等アレハ、主任者明確ニ之カ弁明ヲ為スヘシ。

第五十三条 本行ノ総勘定日表並有金日表ハ、毎日管理官ノ檢覽ニ供シ、其檢印ヲ乞フヘシ。且管理官ヨリ臨時報告等ノ要求アルトキハ、速ニ之ヲ調製シテ差出スヘシ。

この申合規則は頭取中村道太以下取締役木村利右衛門、堀越角次郎、小野光景、西脇悌二郎、小泉信吉、水野忠精、中村惣兵衛の連名で出されたものであり、他の条項には内部機構、役員の権限、その他社業規則に類する規定までふくまれているものである。そのなかで具体的な管理官と銀行との関係を、上の四点で規定していることはきわめて興味深い。これによると、管理官は、株主總會、重役会などに出席して、重要な事項につき指示するばかりでなく、何時でも帳簿、証書の類は檢閲することができるし、その上毎日日計表等を檢査することもできるといふ絶大な権限をもつこととなった。

また政府側からは、「横浜正金銀行管理官心得」が明治一三年四月一七日に制定されている。³⁾ このなかには、まず「管理官ハ銀行一切ノ業務ヲ監護シ及ヒ之ヲ拡張スル大藏卿ノ委員ナルヲ以テ親シク銀行ニ接シテ銀行ノ機務ニ干与スヘシ」と管理官と銀行の關係を一般的にし、ついで管理官の業務として、「銀行營業ノ要件ヲ議定スル為メ、定例及ヒ臨時ノ集會ヲ為ストキハ、管理官必ス之ニ臨ミ、且ツ管理官ニ於テ見込アル要件ハ、自ら發議シテ之ヲ議セシムルコトアルヘシ」とし、さらに銀行營業の実況についてはつねに大藏卿に報告することを規定している。これらの条項はほぼ銀行の申合規則と合致しているが、さらに同心得には管理官は掛員がたえず銀行

に留任して業務の管理をおこなう必要があることを力説している。こうして管理官の銀行にたいする管理はきわめてきびしく、細部にわたっていることを知るのである。

以上のべてきたように、横浜正金銀行は政府より強い監督をうけることとなったが、このことのもつ意味はどこにあるのだろうか。明治二〇年にいわゆる「横浜正金銀行条例」が制定されて、横浜正金銀行は特殊銀行へ転化するのであるが、その萌芽が設立時においてすでにみられるといえよう。正金銀行にたいする政府の保護は銀貨による政府出資と銀貨貸下にみられるが、このような保護が政府の正貨対策の一環としておこなわれたとすれば、銀行の営業活動がその政策の方向においておこなわれているかどうかについて監督をうけることとなるのはけだし当然といえよう。かくして横浜正金銀行は外国為替銀行として政府から特権を与えられ、その結果正貨政策の重要な手段として利用されることとなった。

さいごに横浜正金銀行の内部機構についてふれておきたい。同行定款第七、八条には役員として三〇株以上所有する株主中より五名以上の取締役を選挙し、その互選により頭取一名を決定するとしている⁴⁾。この規定により、設立当初の役員には前述のごとく、頭取中村道太、取締役木村利右衛門ほか六名が就任した。合計八名のこれら役員のうち、いわゆる横浜商人は中村道太(広義で横浜商人の代表者とみなしうる)・木村利右衛門・小野光景・中村惣兵衛の四名で、このなかには原、茂本のごとき横浜商人でも大きな地位にあった人は入っていない。こうした意味で同銀行が全国的規模で運営されたということができ、たんに横浜商人の利害を反映した横浜第二・横浜第七十四両国立銀行とはまったく性格を異にすることができ、つぎに事務分業は書記部・為換部・出納部の三部に分れていた⁵⁾。このうち書記部は文書計算株式公債証書などに関する業務を分担していたので、銀行業務の中心は為換部と出納部にあったと思われる。とくに同銀行の性格からして為換部が、内外国の為替業務・貸付・

割引などいわゆる能動的銀行業務の大部分をおこなうという意味で重要な部署であったと思われる。その外申合規則には就業規則に類する多くの規定がふくまれ、行員はこのような細則によって、毎日の業務をおこなっていたようである。

- (1) 『横浜正金銀行史』附録甲卷之一、三〇～三一頁
- (2) 同上四六～四七頁
- (3) 同上三三～三四頁
- (4) 同上二〇～二二頁
- (5) 「横浜正金銀行申合規則」第二章 事務分課のなかの第六条以下で、つぎのように規定している。
「第六条 本行の事務之ヲ分テ左ノ三部トス
書記部、為換部、出納部
第七条 書記部ハ 諸文書計算及ヒ株式公債証書、用度職務等ニ関スル諸務ヲ取扱フ所ニシテ各手代之ヲ分掌ス
第八条 為換部ハ内外國諸為換割引貸付金預リ金等ニ関スル一切ノ事務ヲ取扱フ所ニシテ各手代之ヲ分掌ス
第九条 出納部ハ金銀一切ノ出納ニ関スル事務ヲ取扱フ所ニシテ各手代之ヲ分掌ス（同上、三七～三八頁）」